

ACSV MONTHLY LETTER

人件費を抑えるために、アルバイトを雇ったり、職人等に業務を依頼することがありますが、これらに対する支払が「給与」となるか「報酬」となるかで、税務上の取扱いが変わることになります。

● 給与と報酬の取扱い

支払者にとっては、「報酬」のほうが負担は少ないといえます。

(支払を受けた者)	給与の場合	報酬の場合
個人所得税	給与所得	事業所得 or 雑所得
個人事業税	なし	あり(所得290万円超のみ)
個人消費税	なし	あり(売上1千万円以上のみ)
(支払をした者)	給与の場合	報酬の場合
消費税	不課税	仕入税額控除できる
源泉所得税	源泉義務あり	原則なし
社会保険等	社保・雇用は勤務状況によりあり 労災は原則あり	なし
関係法規	労働法、民法	商法、民法

● 判定のポイント

平成21年12月に「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」が公表されました。これは大工、左官、とび職等にのみ適用されますが、その判定の考え方は同様と考えられます。判定のポイントは以下の5つで、これらを総合的に考えて判定します。

他人が替わって業務することが可能か(急病時は本人が手配する等) 報酬が時間や日を単位としていないか(1作業当りの報酬となっていること等) 作業の具体的内容・方法について指揮監督を受けていないか(作業完了すればよい) 不可抗力のため業務できない場合、報酬の請求が不可能か(作業完了しなければ支払不可) 材料や用具等が、支払者から供与されていないか
--

要は、業者に依頼した時と同じような契約内容になっていれば「報酬」、そうでなければ「給与」となります。

税務カレンダー

	内容	備考
7月	所得税予定納付(第1期) 源泉所得税納付(納期特例・上期分)	減額申請ができます。
8月	個人事業税納付(第1期) 個人住民税納付(第2期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ 電子メール でお願いしております)